

最低賃金改定のお知らせ

広島県最低賃金は
平成30年10月1日から



時間額 **844** 円です。

(平成30年9月30日までは、818円です)

最低賃金に算入しない賃金

- (1) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- (2) 時間外、休日及び深夜の割増賃金
- (3) 臨時に支払われる賃金及び1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

広島県最低賃金は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

- ・ 年齢、性別、雇用形態〔常用・臨時・パート・アルバイト等〕、支払形態〔月給・日給・時給等〕の別を問いません。
- ・ 特定の産業で働く労働者については、広島県最低賃金よりも高い特定(産業別)最低賃金が適用される場合があります。
- ・ 派遣労働者については、派遣先の事業場に適用される地域別最低賃金又は特定(産業別)最低賃金が適用されます。
- ・ 最低賃金より低い賃金を労使合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

賃金引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の皆様へ (ご案内)

広島働き方改革推進支援センター【TEL0120-610-494】 hiroshima-hatarakikata@lec-jp.com

賃金規定の整備、賃金の引上げに向けた環境整備を支援します。

各種助成金があります。 **広島労働局 検査**

- ・ 業務改善助成金【雇用環境・均等室 TEL082-221-9247】
- ・ キャリアアップ助成金
- ・ 人材確保等支援助成金【職業対策課 TEL082-502-7832】

広島労働局 賃金室 TEL082-221-9244

広島中央労働基準監督署 TEL082-221-2460 尾道労働基準監督署 TEL0848-22-4158

呉労働基準監督署 TEL0823-22-0005 三次労働基準監督署 TEL0824-62-2104

福山労働基準監督署 TEL084-923-0005 広島北労働基準監督署 TEL082-812-2115

三原労働基準監督署 TEL0848-63-3939 廿日市労働基準監督署 TEL0829-32-1155